

2024年4月1日

公民館から地域づくりセンターへ 新しいルールのお知らせ

公民館を拠点とした地域づくり活動、文化活動などをより強力に支援するため、学びの場としての公民館を、より活用自由度が高い「地域づくりセンター」に移行します。

地域づくりセンターになって **変わる** **こと** **変わらない** **こと** をご紹介します。

※地域づくりセンターへの移行は、3月の市議会での条例案審議を経て正式決定します。

施設の名前

変わります

現在の名称	4月からの名称
七日市公民館	七日市黒川地域づくりセンター
富岡公民館	富岡地域づくりセンター
東富岡公民館	東富岡地域づくりセンター
黒岩公民館	黒岩地域づくりセンター
一ノ宮公民館	一ノ宮地域づくりセンター
高瀬公民館	高瀬地域づくりセンター
<small>ぬかべ</small> 額部公民館	<small>ぬかべ</small> 額部地域づくりセンター
小野公民館	小野地域づくりセンター
吉田公民館	吉田地域づくりセンター
<small>にゅう</small> 丹生公民館	<small>にゅう</small> 丹生地域づくりセンター
妙義中央公民館	妙義地域づくりセンター
妙義東部公民館	妙義地域づくりセンター分館

休館日

一部
変わります

- 毎週月曜日
- 国民の祝日
- 年末年始(12/29~1/3)

全センターで休館日が統一されます。
施設の都合により急遽休館となることもあります。

開館時間

変わりません

- 午前9時～午後10時

利用申込がない日は、閉館時間が変更となる場合があります。



変わりません

市主催教室

科学教室、クラフト講座、健康教室など、市の主催教室は引き続き実施されます。

変わりません

部屋の利用

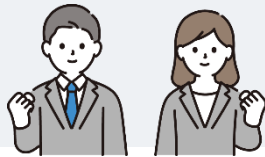
各種団体への部屋の貸出は、これまでと変わりません。

※貸館については各センターへお問い合わせください。

変わりません

スタッフ人数

各センターのスタッフ数は変わりません。



変わりません

利用料減免

社会教育関係団体認定団体は、引き続き利用料の減免対象となります。

※認定団体であっても利用目的により有料となることがあります。

変わります

営利目的での施設利用



個人や団体、企業による **営利目的での施設利用** ができるようになります。今までやりたかったこと、地域づくりセンターでチャレンジしてみませんか。

【利用できる例】

- 社員研修、採用面接
- 作品の展示販売会場
- 資格試験の会場
- バザーやガレージセールの会場
- 企業の商品販売・販売促進の会場
- 文化教室の会場
- 政治活動報告会の会場



【利用できない例】

- センターの管理上、支障があると判断される場合
- 射幸性、投機性のあるもの（投資など）や連鎖販売取引への出資・参加を呼び掛けることを目的とした利用

※利用料金は施設ごと・部屋ごとに設定されています。詳しくは各センターにお問い合わせください。
※センター内はフリーWi-Fiに接続可能(1時間ごとに接続が必要)です。

変わります

敷地の利用



地域づくりセンターの敷地も貸出対象となります(有料)。駐車場や空き地を利用してのイベントも開催できます。

※貸出可能な場所はセンターごとに設定されています。詳しくは各センターにお問い合わせください。

お問い合わせ

富岡市地域づくり課
電話：0274-62-1511(代表)
メール：chiikidukuri@city.tomioka.lg.jp